



別府温泉の守り神

火男火売神社の事

安部 作男

火売神社の位置は別府市大字鶴見九四八番地

一、境内地 二九一五坪〇六

二、建物 本殿以下六棟

三、祭儀及び行事、例祭十月十七日その他年中祭儀

は十二回。

ついで法名の「道善」と「道喜」はいずれが正しいであろうか。図田帳写しの諸本より「道善」という法名の人物を探すと、「竈門又太郎貞継」と「大炊三郎藏人能泰」の二人がいる。能泰のほうは、大友三代頼泰の弟で野津原氏を名乗る者で、竈門氏とは無関係である。残る「道善」は「竈門又次郎貞継」にほかならない。さらに、「道喜」は誤りで「道善」が正しいことは、御霊社にある竈門氏墓地の「沙弥道善」と刻まれた五輪塔の台座銘が決定的な証明となるのである。

一 鎌倉遺文

二 「豊後国大田文の伝写過程と現存写本」渡辺澄夫先

生古希記念事業会編「九州中世社会の研究」

◎氏子は氏神と歴史的関連をもつ地区（氏子区域と云い、当神社の区域は別府市大字鶴見全域である）に住みその神社を信仰崇敬し、その維持について義務を負う者と成っている。江戸時代から続いている氏子の集落が、十ヶ村あって、明礬組、小倉組、竹の内組、大畑組、原組（現鶴見町）馬場組、森山組（現新別府町）実相寺組、中組（現火売町）北中組、以上である。

◎火男火売神社由来記

其山靈の神とは如何なる大神に座坐や、御名は詳に知らざれども、靈の神とは火神火産靈神と知らされたり。

古伝の記に依り謹て考奉に、遠つ神代に、神伊邪那伎神、妹伊邪那美神、妹背二柱嫁継玉ひて国の八十国、島の八十島を生給ひ、八百萬神等を生給ひて、麻奈弟子に火給神を生玉ふ。此時、伊邪那美神、御蕃登を焼えて、神退玉ひしかば伊邪那伎神怒り坐て斬り玉ふ。火結神の御体より化り、天香山を始め磐群本草海水の底に至まで火を含ま物なしと。件の伝を以て、山の靈は火産靈神なる事を知られたり。

◎嘉祥二年（西暦八四九年）六月一日、火男、火売二神に対して、朝廷（仁明天皇）から徒五位下を授けられた。（続日本後紀）

文徳天皇の御代（八五〇〜八五八）当地の豪族鶴見爲重が勅命によって火売神社の別当職に兼補せられたという。なお、同氏の祖秀澄は、天応元年（七八一）に鶴見郷内に居館を構えたという。（鶴見氏譜系図）その居館の跡を瓦屋敷と呼び字名にも残れり。

◎貞観九年（八六七）一月二十日、鶴見山が噴火をし

て、鳴動は三日間続き、降灰は数里の間に積った。

二月二十六日、この事を太宰府より朝廷（清和天皇）に報告をした。四月三日、朝廷は豊後国司に命じて、火売の二神の怒りをやわらげるために、神前で大般若經を読ませた。八月十六日、二神に正五位下を授けた。

（三代実録）

これによってわかるように火男、火売二神は、火の山鶴見の二峯（男嶽、女嶽）を神格化したものである。

つまり山そのものが神と考えられていたのであるから、当社社の起源は極めて古いわけである。また別府温泉は鶴見火山のおかげで湧出しているのであるから、当社の御祭神は別府温泉の守り神ということが出来る。

◎延長五年（九二七）「延善式」五十巻ができた。

その「神名帳」に記載されて、毎年二月の新年祭に当り、神祇官、もしくは国司から奉幣に預る神社を「延喜式内社」・「式内社」・「官社」などよんだ。火売神社も式内社に列した。豊後国では火売神社のほか直入郡の建男霜凝日子神社（嬬嶽大明神）大分郡の（大分町東植田）西寒多神社、速見郡（大分郡湯布院）の宇奈岐

日女神社、海部郡（北海部郡佐賀関町の早吸日女神社（関の権現様）など合計五社が式内社に列していたにすぎない。これによって火売神社が「高神様」であったか証明が出来る。（以上火男火売神社年表より）

◎弘安十年（一二八七）八月に、神官の加藤氏の先祖が加藤兼定といひ讃岐国から火売神社に来たりて、宮園屋敷に居館を建て住居す。（加藤氏系図）

弘安の頃は火売神社の土地は十五町余の神領を有していた。この当時、比叡山延暦寺の地頭、大友兵庫入道と記載されている（弘安図田帳）もあり代々大友氏が火売神社の関りを持つ事にも成った。

その後、大友氏が滅亡して、慶長六年二月（一六〇一）久留島康親が伊予来島から玖珠郡森に入城してからは大字鶴見（鶴見千石）は久留島領の飛地となり、明治迄続いて火売神社も久留島氏の恩厚を受けて来た。

◎江戸時代に豊前中津の国学者の渡辺重名が、火売神社に献詠した長歌を左に記す。

天地はあやしきものか、火男の神、火売の神の二柱、
神の守れる天飛や、鶴見の山ゆ、出るゆの、

ここにかしこに遊あみして、世の人皆の病をし、
ゆあみするみは、ゆと云は、比二神の御霊とも、

しらでこちたき西の辺に、生きたる人のよしもなき、
佛はさつのなすわざと、あらぬ事もて呼人は

是そ痴人、おのが身に、鳥に獣にもいほぬ、
竹木に石に千万の、天と地との中に生、

物みな神の御魂にて、くしきみわさは神わざと、
仰きかしこみ御湯の神、温泉の神と玉くしげ、

比二神と大己貴、少名御神の御霊そと、
おもひ貞めて観と云、年にしるせし天皇の、

三代の御門の実なる、書を録せし大みふみ、
見る人皆もみぬ人も、千年むかし思い出て、

わか日本の真心の、すくなる道に立帰り、
つかへまつらなくしあらば、いやます、にゆけむりの

さかえつゆかむ天の益人

事見千三代実録貞観九年丁亥二月廿六日の条

資料、新別府町五組、永野金次郎氏蔵書

(原文のまま)

久士目順三郎之世話致何年度事由帳

明治十五年

火男火賣神社 第五月

題□

「式内火男火売り神社記」

明治五年、神職 加藤兼足

当ノ社ヨリ距ル事、二十町程ノ山腹ニ、元祠ノ趾アリ。今ニ至ル迄、民挙テ元宮ト称ス、其ノ下ヲ、元宮谷ト云フ。其ノ上ニ祭礼ノ節、市ヲナセシ趾アリ。

市恵比寿ノ石体、今猶存セリ。此ノ市恵比寿ノ事、当国遠近ノ漁人共、皆知ル処ニテ、来リテ得魚ヲ祈レリ。其ノ下ヲ鶴ノ台ト称ス。此ノ地ハ神事ヲ行ノ趾ナリ。鶴ノ足趾ナドヲ刻セシ石アリ。

畷川、其ノ下ニ流ル、畷田ノ趾此地ニアリ。

当今ノ社地ニ社ヲ遷セシハ、蓋シ、大宮司祠宮及ビ諸人參拜ニ便ナラザルヲ以テカ。(以上)

鶴見町八組の久士目輝氏の倉庫建直の折に発見した火売神社関係の資料は、次のように成っている。

(原文のまま)

□しく惟るに、我速見郡鶴見村に鎮座在ます、火男火賣神社二座者、遠く濫觴の源を知らずと雖、

仁明天皇、嘉祥二年六月奉に授、豊後国火男火咩神並從五位下、又、清和天皇、貞觀九年八月十六日、並正五位下授、とありて其位田の地を、天子より賜り、弘安

因田帳にも鶴見社御神領十五町余と見へたり。

以後、連綿として大友氏の頃までは、尚當国の大社なりしも同氏滅亡の後、社領終に没収しぬれば、其位田の地は、今猶存せり、寛永年中、久留島氏當郡を領せらるるに、及て、田若千反、山林若干丁を寄附して、祭祀、修繕の費途に奉せし處、明治維新の今日に至りて者、

又、朝廷の古へに□りて宮有地に帰せり、而して社格は縣社に列せらる、續て七年十一月の火災に社殿残らず焼亡して造宮未だ成らず、夫れ敬神愛國は當今の朝旨祭政一致は、皇国の舊典、敬神即ち愛國なれば、苟くも

皇国の人民たらんとの誰か敬愛の心なからんや、

かかる著明の尊き御神にましまして、今日殿宇の荒廢する豈に徒手して拝觀するに忍んや

されども僅、この氏子徴力の反所にあらず、依りて、

再建並管内一般へ募縁の宮許を得て、普く寄進の力を請ふになん冀くは四方及諸君、金般を問はず、多寡を論せず、眞誠の寄附ありて造營の力を助け賜は、直に氏子の幸福のみならず、神慮を安く奉りて長く国家の呵護を祈むと云ふこと爾り。

直江重治 在印

安部得兵衛 在印

松川義八 在印

(以後略)

參考資料 続日本後紀 三代実録

火売神社年表 加藤氏系図

鶴見氏譜系図 弘安図田帳

玖珠郡誌 久士目家文書

半田康夫氏火売神研究控

豊後浄瑠璃への挑戦

河野清文

「降りよる」「降っちよる」という郷土の方言ほど、現在進行形を適確にあらわす言葉はないといわれます。

方言は、標準語が国家統一の手段に用いられるようになって以来、国家統一を妨げる「悪しきことば」というレッテルが貼られてきました。そのため、放言研究はもっぱら「悪しきことば」を標準語に修正する手立ての一环として、言葉そのものを解剖し標準語にかえてしまうための研究だったようです。

このような、方言を消し去るための方言研究に対し、画期的な指針をあたえたのが柳田國男の「蝸牛考」でした。方言の中から常民の文化構造、地方の固有性やその相互の関連を明らかにする新しい分野が開かれ、方言が日の目をみるようになりました。

今日、マスコメディアにより言語の画一化が進み、地域の風土や歴史に育まれ、生活語として親しまれてきた